

介護予防短期入所生活介護 サービス重要事項説明書

(令和7年7月1日現在)

1 事業の目的

当施設が行う介護予防サービスの必要な事項を定め、要支援状態にある方に対し、適切なサービスの提供を目的とする。

2 運営の方針

- (1) サービスの提供に当たって、サービス利用者又はその家族に対し、運営規程の概要従業者の勤務体制その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、当該提供の開始について同意を得ます。
- (2) 個別サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についての有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握を行います。
- (3) 個別サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう利用者の心身の状況等に応じた、処遇を適切に行います。
- (4) 職員を対象にした研修等を実施し、サービスの質の向上に努めます。

3 施設の概要

(1) 事業所の名称等

施設名	京都八勝館介護予防短期入所生活介護事業所
所在地	京都府八幡市橋本塩釜21番地
介護保険指定番号	京都府72900020号
通常の事業の実施地域	八幡市、枚方市楠葉地区
管理者氏名	中川 晶勝

(2) 施設の職員体制

① (介護予防)短期入所生活介護事業所<介護老人福祉施設を含む>

職種	常勤		非常勤		計	職務内容
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1名			1名	業務の把握、一元的な管理
医師			1名		1名	利用者の健康管理
管理栄養士	1名				1名	食事の献立作成、栄養管理
生活相談員		3名			3名	利用者、家族の相談業務
機能訓練指導員				1名	1名	機能回復訓練
看護職員	3名			1名	4名	利用者の健康状態の把握
介護職員	22名	5名	2名		29名	介護業務
主な資格者	社会福祉士		1名	介護福祉士	22名	

4 設備の概要

(1) (介護予防)短期入所生活介護事業所【ショートステイ】

定 員		84 名 (ショート 8 床)	静 養 室	1 室 1 床
居 室	4 人 部 屋	16 室 (1 室 33.06 から 40.25 m ²)	医 務 室	1 室
	2 人 部 屋	8 室 (1 室 16.53 から 20.70 m ²)	食 堂	3 室 (1 室 34.38 から 135.71 m ²)
	従来型個室	4 室 (1 室 16.53 m ²)	機能訓練室	1 室 (99.94 m ²)

浴室	一般浴槽及び特殊浴槽	談話室	1室(16.53㎡)
ファミリールーム	1室(1室22.15㎡)		

5 サービスの内容

(1) 介護予防短期入所生活介護サービス

① 介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及び代理人（家族）に説明し同意を得ます。

介護予防短期入所介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。

③ 入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭になる場合があります。

④ 日常生活上の介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常の生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。ただし、緊急時等やむえない場合は事業所にて対応します。

6 利用料及び支払方法

(1) 介護予防短期入所生活介護サービス

※介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

① 介護予防短期入所生活介護費（多床室）

（八幡市の地域区分が6級地の為、1単位＝10.33円）

要支援区分	要支援1	要支援2
併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）	451単位	561単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	22単位
合 計	473単位	583単位

※ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

1か月あたり 10単位

※ 送迎加算（ご利用時）

往復 368単位 片道 184単位

※ 緊急短期入所受入加算（緊急的に短期入所を利用された場合）

1日あたり 90単位

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

1か月の所定単位数の合計の14.0%に相当する単位数

介護保険給付対象外サービス

ア 食費（食材料費及び調理に係る費用） 朝食 380 円 昼食 650 円 夕食 650 円

※ 低所得者には負担限度額認定証の提示で減額措置があります。

イ 滞在費（電気・ガス・水道等の施設生活に係る光熱水費） 日額 915 円

※ 低所得者には負担限度額認定証の提示で減額措置があります。

ウ おやつ代 日額 100 円

エ 電気代 日額 テレビ 10 円

日額 あんか 20 円

日額 電気毛布 35 円

オ 事業区域外の送迎

通常の事業の実施地域を起点として 10 k m未満 片道につき 500 円

通常の事業の実施地域を起点として 10 k m以上 片道につき 1,000 円

カ 契約書第 5 条第 3 項の複写物の交付 1 枚 10 円

キ 日常生活上必要物品費 必要に応じて実費

ク レクリエーション、クラブ活動（材料代等） 実 費

（２）利用料の支払方法

サービス終了後、当月の利用者負担金請求に明細を付して、翌月の 20 日までに通知いたします。利用者は、末日までに（銀行口座振込又は施設窓口払い、口座振替のいずれかの方法で）支払いいただきます。

7 サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報下さい。
- ② 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③ 持ち込まれた食物等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。
- ④ 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスを中止又は変更をすることができます。中止の場合は利用予定日の前日までに事業者にお申し出下さい。
サービスの追加や変更の場合は、担当の介護支援専門員にご相談ください。
申し出なく当日に利用中止された場合はキャンセル料として当日の利用者負担相当額をいただく場合があります。
ただし、利用者及び家族の体調不良等の場合は、この限りではありません。
- ⑤ サービス利用に当たって介護保険被保険者証の提示を求めます。
- ⑥ 初回利用時及び入院等でサービス利用が中断した場合診断書等の提出をお願いする場合があります。担当の介護支援専門員にご相談ください。
- ⑦ 職員又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うことは禁止させていただきます。
- ⑧ 職員及び他の入居者に対する身体的・精神的暴力は禁止させていただきます。

8 秘密保持・個人情報の保護

- (1) 事業者及び事業者が使用する者は、社会福祉法人八幡福祉協会個人情報保護規程を遵守し、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその代理人（家族）に関する個人情報等を正当な利用なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。
 - ① 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業所との

間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

② 上記①の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のため必要な場合

③ 現にサービスを受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合

④ 介護保険サービスの質の向上のための研究会等での事例研究発表等

(3) 事業者は、個人情報の使用について使用者から予め書面にて同意を得ます。

9 事故発生時の対応および賠償責任

(1) 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(3) 事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

(4) 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことを専ら起因して損害が発生した場合

② 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④ 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

10 緊急時の対応

事業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者の健康状態が急変し、緊急に対応が必要な場合に当たっては、管理者(施設長)、利用者の代理人(家族)又はあらかじめ届けられた連絡先等に可能な限り速やかに連絡を行うとともに、主治医又は協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

主 治 医	氏 名			
	連 絡 先			
緊急連絡先①	氏 名		続柄	
	電話番号		携帯	
緊急連絡先②	氏 名		続柄	
	電話番号		携帯	

協力医療機関

医療法人社団 医聖会 八幡中央病院

住 所 京都府八幡市八幡五反田 39-1

電 話 075-983-0119

11 非常災害対策

管理者は、特別養護老人ホーム京都八勝館消防計画に準拠し、火災、その他の非常災害による被害防止のため、必要な設備の維持管理および非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する

とともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行ない、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

14 当法人の概要

名 称 社会福祉法人 八幡福祉協会
代表者 理事長 遠州 伸高
住 所 京都府八幡市橋本塩釜2 1 番地
電 話 0 7 5 - 9 8 2 - 3 8 8 7
定款の目的に定めた事業
① 第一種社会福祉事業
② 第二種社会福祉事業
法人設立 昭和62年

15 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設の利用者相談・苦情窓口

短期入所生活介護事業所 相談・苦情係 主任 関口 嘉代子
電 話 0 7 5 - 9 8 2 - 3 8 8 7
受付時間 午前9時30分～午後5時（日曜日・12/31～1/3は除く）
※ ご不明な点は何でもおたずねください。

苦情処理の体制及び手順

- ① 苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて訪問し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ② 相談・苦情担当者は把握した状況を苦情解決責任者とともに検討し、対応を決定します。
- ③ 必要に応じて連絡調整を行い、決定した内容について利用者、家族等へ結果報告を行います。

(2) 当施設以外に、次の機関に苦情を伝えることができます

① 八幡市高齢介護課介護保険担当係

住 所 京都府八幡市八幡園内 75
電 話 0 7 5 - 9 8 3 - 1 1 1 1
F A X 0 7 5 - 9 8 2 - 7 9 8 8
受付時間 午前9時 ～ 午後5時（土・日・祝日は除く）

② 枚方市役所高齢社会室

住 所 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号 枚方市役所別館 2 階
電 話 072-841-1460
受付時間 午前 9 時 ～ 午後 5 時（土・日・祝日は除く）

③ 京都府国民健康保険団体連合会介護保険課介護相談係

住 所 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内
電 話 075-354-9090
F A X 075-354-9055
受付時間 午前 9 時 ～ 午後 5 時（土・日・祝日は除く）

④ 一般社団 京都経営者協会 CCN

第三者委員 石垣一也 中西明子 中川博暁 廣田尚久
住 所 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地
京都経済センター6 階
電 話 075-205-5417
F A X 075-205-5077

令和 年 月 日

介護予防サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

（事 業 者）

所 在 地 京都府八幡市橋本塩釜 2 1 番地
事業者名 社会福祉法人 八幡福祉協会
事業所名 京都八勝館介護予防短期入所生活介護事業所
代表者 理事長 遠州 伸高 印

説 明 者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

また、契約書第 11 条の秘密保持・個人情報保護に関し、サービス担当者会議等において、私及び代理人（家族）の個人情報を契約の有効期間中用いることに同意します。

（利 用 者）

氏 名 印

（代 理 人）

氏 名 印